イ　重複適用の有無

○・・重複適用あり
×・・重複適用なし

	上限料金							
環境ＲＰ	○	環境ＲＰ						
大口・多頻度	○	○	大口・多頻度					
大阪流入	○	×	○	大阪流入				
神戸流入	○	×	○	×	神戸流入			
短距離	○	×	○	×	×	短距離		
池田	○	×	○	×	×	×	池田	
西大阪	○	×	○	×	×	×	×	西大阪

㈱　「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「環境ＲＰ」は環境ロードプライシング割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「大阪流入」は大阪都心流入割引、「神戸流入」は神戸都心流入割引、「短距離」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引をそれぞれ指すものとする。

ロ　重複適用の順序

適用の順序	割　引　の　種　類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引を適用
5	事業者向け大口・多頻度割引

5　消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

一．記２⑵②に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額

二．記３⑵、⑶及び⑷に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額

三．記４⑴、⑷、⑹、⑺、⑻、⑼及び⑽に定める割引を適用した額（記⑴、⑷、⑺、⑻、⑼及び⑽に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔２〕　料金の徴収期間

平成18年４月１日から平成74年９月18日までとする。

〔３〕　その他（乗継）

阪神高速道路のうち下表のＡ路線欄に掲げる路線とＢ路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（Ｃ出入口欄に掲げる出入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はＥＴＣシステムに当該通行実績を記録したＥＴＣ車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを１回の通行とみなす。

	Ａ　路　線	Ｂ　路　線	Ｃ出入口	備　　考
⑴	大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	堺出入口及び大浜出入口（ただし、大浜入口は泉佐野方面への入口、大浜出口は泉佐野方面からの出口に限る。）	Ａ路線とＢ路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
⑵	兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	摩耶出入口又は京橋出入口及び住吉浜出入口又は六甲アイランド北出入口（ただし、摩耶入口及び京橋入口は月見山方面への入口、摩耶出口及び京橋出口は月見山方面からの出口に限る。）	
⑶	大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	波除出口又は中之島西出口及び堂島入口	Ａ路線からＢ路線へ通行する場合に限る。
⑷	兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	生田川出入口及び国道２号出入口	Ａ路線とＢ路線とをＥＴＣ車で通行する場合に限る。

２．記Ⅱ〔１〕３⑴②イ中「記Ⅰ〔１〕４⑿②」を「記Ⅰ〔１〕１の路線（ただし、同３⑶の区間のみを通行する自動車を除く。）」に改め、同⑵②中「記Ⅰ〔１〕４⒀②」を「記Ⅰ〔１〕４⑸②イａ」に改める。

３．別添３本文中「記Ⅰ〔１〕３⑵」を「記Ⅰ〔１〕３⑶」に改め、別添３を別添４とする。

４．別添２を次のように改める。

別添３

出　　入　　口　　等	利用距離（km）
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪ＪＣＴ出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
泉大津入口（岸和田北方向へ進行する入口に限る。）（ただし、当該入口における料金徴収開始のときまで適用する。）	16.9
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5